

令和7年度山形県プロスポーツ等応援団体活動事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県民とスポーツチームとの交流や、観戦機会の創出を通じて、プロスポーツの振興を図るため、第3条に規定する団体が、第4条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該団体に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「スポーツチーム」とは、次の各号に掲げるチームをいう。

- (1) モンテディオ山形
- (2) 山形ワイヴァンズ
- (3) アランマーレ山形
- (4) 前3号のスポーツチームに準じる活動を行うものと知事が認めるもの

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市町村を構成員に含む団体
- (2) 民間の非営利の団体（特定非営利活動法人、ボランティア団体、スポーツ少年団、子供会、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等）で、著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないもの。

(補助対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の左欄に掲げる事業とし、補助対象経費は、同表の中欄に掲げるものとし、補助金の額は、同表の右欄に掲げるところにより算出した額とする。

(事業の実施期間)

第5条 補助事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業を開始する日の30日前（令和7年4月30日までに補助事業を開始する場合には、その開始する日の10日前）までに、規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。なお、第5号に係る書類は第2条第4号に掲げるスポーツチームを対象とする補助事業に限る。

- (1) 補助金所要額調書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書（別記様式第3号）
- (4) 団体概要書（別記様式第4号）
- (5) 応援事業実施理由書（別記様式第5号）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として

控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該団体に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号イに定める軽微な変更は、補助金の額の増又は30%を超える減を伴う変更以外の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号ロに定める軽微な変更は、補助金の交付条件に反しない変更であって、事業目的の達成に支障がないと認められる変更とする。

3 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（別記様式第6号）に第6条第1項各号掲げる書類を添付して提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第1号ハの規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第8号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第14条の規定による事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1）補助金精算額調書（別記様式第9号）

（2）事業実績書（別記様式第2号）

（3）収支精算書（別記様式第3号）

（4）補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第6条第2項ただし書きの、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助事業者は、実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（別記様式

第 10 号) により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第 11 条 規則第 21 条に定める帳簿等の保存期間は、事業終了の年度の翌年度から 5 年間とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助金の額
1 プロスポーツ 応援イベント・応援バス 催行事業	<p>市町村応援デーにおける地域特産品のプレゼント及び当該告知チラシ等の作成に要する経費。ただし、次の経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 市町村等が定期的に発行している刊行物に要する経費 ロ グッズのプレゼントに要する経費 ハ 食糧費 <p>試合会場などで提示するのぼり旗、横断幕等の作成経費</p> <p>試合観戦用応援バス等を運行する際の車両借上料（所定の車両借上料に含まれる運転手等の人件費を含む。）並びに子供、高齢者、障がい者及びこれらの同伴者の入場料。ただし、次の経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 所定の車両借上料に含まれない運転手等の人件費 ロ 食糧費 	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は当該補助事業の対象となるスポーツチームの実数に150,000円を乗じて得た額のいずれか低い額
2 プロスポーツ 協働事業	スポーツチームを招いた講演会、スポーツ教室等の開催経費。ただし、食糧費を除く。	
3 プロスポーツ 地域活性化事業	各地域でスポーツチームと連携して行う地域おこしイベント等の開催経費。ただし、食糧費を除く。	